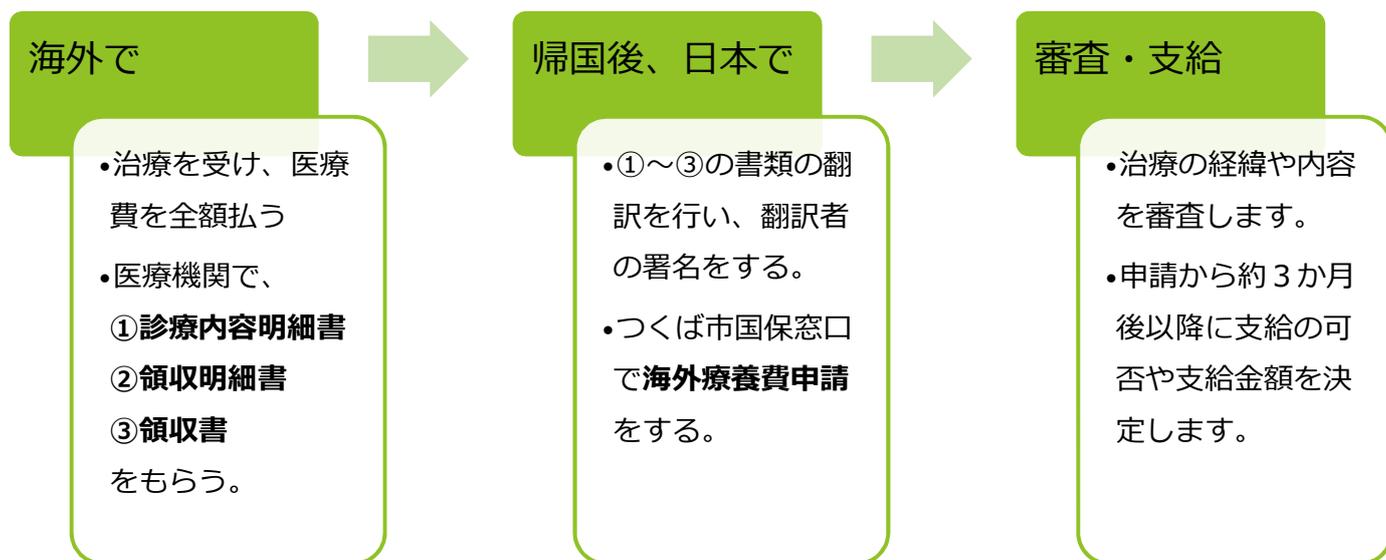


国民健康保険における海外療養費制度

海外渡航中に病気やケガで治療を受けたときにも国民健康保険が適用されます

国民健康保険に加入中、海外で治療を受けた場合は、帰国後につくば市に「海外療養費」の申請をすることにより医療費の一部の払い戻しを受けられることがあります。



注意！！ 海外療養費として認められるには要件があります

1. 日本国内で保険適用となっている治療であること。保険給付額は、日本国内の医療機関等で同様の治療を受けた場合の給付金額を基準とするため、日本で保険適用外の治療は給付の対象になりません。
(例：臓器移植、人工授精、美容整形等。出産費用は、自然分娩は保険適用外、帝王切開は保険適用となります。※出産育児一時金は、自然分娩であっても請求により支給できることがあります。)
2. 医療行為目的の渡航でないこと。海外療養費は、海外での治療がやむを得ない場合に認められます。

次の事項にも留意してください

- 療養費の申請期間は、治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。
- 必要に応じて、民間の海外旅行損害保険等にも加入しましょう。
- 海外に行く前の予防接種や帰国後の検診は受けるように努めましょう。

海外療養費の申請に必要な書類 チェックリスト

※受付・審査の過程で、下記のほかに書類の提出を求められることがあります。御了承ください。

- 国民健康保険療養費支給申請書（市役所窓口にあります）
- 調査にかかる同意書（市役所窓口にあります）
- ①診療内容明細書原本（受診した医療機関で交付を受けてください）
- ②領収明細書原本（受診した医療機関で交付を受けてください）
- ③領収書原本（受診した医療機関で交付を受けてください）
- 上記①、②、③が日本語以外言語の場合、①、②、③それぞれの和訳
※和訳した日付、和訳した方の氏名の記載をお願いします。
- 診療を受けた本人のパスポート
※パスポート原本をお持ちください。コピーをお取りします。
- 診療を受けた本人の保険証
- 振込先の口座情報（世帯主又は診療を受けた本人の日本国内の口座）
- 手続きにいらっしゃった方の本人確認ができるもの
※診療内容等の聞き取りを行いますので、代理の方が来庁される場合は、
診療を受けた本人も一緒にお越しください。

①診療内容明細書原本・②領収明細書原本・③領収書原本及びこれらの和訳については、**診療月・入院外来・医療機関毎に分けて御用意ください。**

なお、診療内容明細書・領収明細書については、添付の FormA 及び FormB と同等の内容の記載があれば、医療機関独自の様式で差し支えありません。